

那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金Q & A

Ver20200825 (Q14内容追加)

Q 1 応援金の目的を教えてください。

A 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少し、困窮しているものの、その減少率が50%に満たないため、国の「持続化給付金」の対象にならない事業者を救済するために、市が独自に設けた制度です。

Q 2 応援金算出の基礎数値となる売上とは何のことですか。

A 2 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません(ただし、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されているものを主たる収入として得ている方で、2019年以前から被雇用者又は被扶養者でない方は、応援金の対象となる場合があります。詳細はお問合せください。)

Q 3 我が社は、税抜処理を選択し消費税を経理しているため、確定申告書類上の売上には消費税が含まれない額が計上されています。2020年の各月の売上額を売上等計算書に記入するに当たり、直近の月の売上について今のところ消費税が含まれた値でしか把握しておりません。税込の値を記入してよろしいですか。

A 3 2020年の各月の売上は、確定申告の際と同じ方法で計上していただくことになります。従来、税抜処理を選択している場合は2020年も税抜で、税込処理をしている場合は2020年も税込で各月の売上を算定していただくことになります。

Q 4 申請時点で売上減少率が50%を超えている月がありますが、応援金の支給を受けることはできますか。

A 4 申請時点で売上減少率50%を超える月がある場合は、市の応援金の対象とすることはできません。国の持続化給付金の申請をご検討ください。

Q 5 申請時点で、売上減少率が最も高い月で50%未満であったため市の応援金に申請しましたが、その後、経営状況が悪化し、売上減少率が50%以上になる月が生じました。この場合、国の「持続化給付金」は申請できますか。

A 5 市の応援金を申請した後に業績が悪化してしまい、売上減少率が50%以上となった場合には、国の「持続化給付金」に申請は妨げません。

Q 6 応援金申請後、売上減少率が20%以上50%未満である月が2回ありました。応援金は2箇月分もらえますか。

A 6 応援金の支給を受けることができるのは1事業者につき1回だけです。申請時点で売上減少率が20%以上50%未満である月が複数あっても、また、申請後に売上減少率が20%以上50%未満である月が新たに生じた場合も、応援金は1回分しか支給されません。

Q 7 7月の売上減少率が35%ですが、他の月は昨年並みの売上です。これは、昨年7月に臨時で大きな取引があったことが原因で、特に新型コロナウイルス感染症の影響によるものではありません。応援金の支給を受けることはできますか。

A 7 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない事業者は、応援金の支給を受けることはできません。今回の制度は、あくまで新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している事業者を救済するための支援策です。

Q 8 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近々事業をたたむ予定ですが、せつかくないので応援金をもらってからやめようかと思っています。問題ありませんか。

A 8 応援金は、事業を継続する意思がない事業者には支給できません。申請者には事業を継続する意思があることについて、申請書兼請求書の様式中で誓約していただくこととなります。

Q 9 複数の店舗や部門があります。切り分けて申請することはできますか。

A 9 申請は、法人又は個人事業者単位で認められるため、店舗や部門などが個々に申請することはできません。

Q 10 市外に法人登記していますが、市内に事業所を保有しています。この場合、応援金の対象になりますか。

A 10 今回の制度は、那須烏山市内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を置いていることが、支給要件となっておりますので、市外に法人登記している場合は対象になりません。

Q 11 個人事業主で事業所（店舗）は市内にあるが、住民登録は市外です。この場合、応援金の対象になりますか。

A 11 今回の制度は、個人事業主の場合、事業所（店舗）の所在地に加えて、住民登録も市内にあることが支給要件となっておりますので、市外に住民登録している場合は対象になりません。

Q 12 飲食業に併せて兼業で農業を行っています。応援金の対象になりますか。

A 12 今回の制度は、主に商工業者のための支援策です。飲食業に係る事業収入が主たる収

入である場合は対象となりますが、農業に係る収入が主たる収入である場合は対象になりません。なお、商工業に係る収入が主たる収入である場合であっても、売上には農業に係る事業収入も合算することになりますのでご注意ください。

Q13 フリーランスでも応援金の対象になりますか。

A13 確定申告を行っており、住民登録が那須烏山市内であることが要件となりますが、対象となります。

Q14 応援金の申請を行いたいのですが、前月の売上がまだまとまっていません。売上等計算書には前々月までの売上を記入すればよろしいですか。

A14 申請時において国の持続化給付金の対象になっていないことを確認するため、あくまで申請書を提出する日の前月までの売上の記入をお願いします（8月に申請する場合は1月～7月の売上を記入）。この場合、本年（2020年）対象月の売上を証明する書類について、正式な書類の提出が難しければ、手書きベースのものでも構いません。なお、正式な書類ができ次第、改めてその提出を求めることがありますのでご了承ください。

Q15 「事業所の所在地や事業内容等が確認できる書類」としてリーフレットで例示された書類が手元に見当たりません。リーフレットに示されたもの以外ではどのような書類であれば認められますか。

A15 「代表者等の名刺」「HPを印刷したもの」「領収書の控」「シグネチャ（署名）のついた取引に係るメールを印刷したもの」などが考えられます。また、確定申告書類（「所得税確定申告書B第一表」又は「法人事業概況説明書」）が漏れなく記載されていれば、別途書類を提出しないですむ場合もあります。要は、提出書類の組み合わせで「事業所の所在地」と「事業内容」と個人の場合は加えて「屋号」が確認できれば大丈夫です。ただし、事業開業間もないため確定申告書類の提出ができない事業者については、事業の実態を確認する意味も含め、法人の場合は「登記事項証明書の写」、個人の場合は「開業届の写」又は「営業許可書の写」を必ず提出してください。

Q16 確定申告は行ったのですが、税務署の受付日付印のある確定申告書の控が手元がありません。どうすればよいですか。

A16 国の持続化給付金と違い、市の応援金は税務署の受付日付印がない確定申告書でも受け付けます。例えば、市役所で確定申告を行った方であれば、その時にもらった控の写で結構です。また、国税庁のHPで申告書を作成した方であれば、保存されたデータを印刷したもので結構です。なお、提出された確定申告書は市役所税務課の課税情報と突合させていただきますので、万が一不突合等があった場合は、確認のご連絡を入れさせていただきますこととなります。

Q17 確定申告の義務がないため、市民税の申告を行いました。しかし、市民税申告書の控が手元になりません。どうすればよいですか。

A17 市役所烏山庁舎1階税務課の窓口に行ってください、市民税申告書類の控（収支内訳書を含む）の提供を受けてください（無料で提供を受けられます）。その際、運転免許証等の本人確認書類等が必要ですのでご注意ください。

Q18 事業収入に係る申告をしておりませんが、対象になりますか。

A18 今回の制度は、確定申告や市民税の申告をしていただかないと支給額を計算することができません。ただし、開業後間もない方で、確定申告（又は市民税申告）を未だ一度も行っていない方については、他の要件を満たせば申告書がなくても対象にできる場合があります。この場合、事業の実態を確認するため、法人の場合は「登記事項証明書の写」、個人の場合は「開業届の写」又は「営業許可書の写」を必ず提出していただくことになります。

Q19 応援金は課税の対象となりますか。

A19 応援金は、厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を支給するもので、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。